

## 子ども・子育て関連3法について

○幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実に目的とした、次の3つの法律が平成24年8月に成立しました。

(1) 子ども・子育て支援法

⇒ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実。

※幼稚園と保育所で別々になっている利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化。

(2) 認定こども園法の一部改正法（就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律）

⇒ 幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け。

(3) 関係法律の整備法（子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

⇒ 上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正。

○3法成立の背景

- ・ 急速な少子化の進行
- ・ 子育ての孤立感と負担感の増加
- ・ 深刻な待機児童問題                      など

○3法に基づく、子ども・子育て支援新制度は、消費税の引き上げ時期（27年10月に10%）を踏まえて、27年4月からの本格施行が予定されています。